

事務連絡
平成 24 年 1 月 11 日

経済産業省 }
国土交通省 } 地域主権改革担当 御中
環境省 }

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を早急に進める必要があります。

つきましては、作用法に規定がある個別の事務・権限に関し、下記により別添の「当てはめ案」（※）についての御意見等を照会いたしますので、御意見等の提出方よろしくお願いいたします。

※「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」に係る個別の事務・権限の取扱いについては、昨年 11 月 30 日付け事務連絡「個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ素案」（個表）の事前送付について」にて事務・権限の移譲の検討に当たっての参考にしていただくため、「当てはめ素案」をお示ししたところであり、今回の「当てはめ案」は、「当てはめ素案」を若干修正したものです。

今後、本意見照会の結果を踏まえ、別紙 1 の手順・スケジュールにより、個別の事務・権限の取扱いについての議論を行い、その内容について「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」の中に盛り込みたいと考えておりますので、御協力方よろしくお願いいたします。

なお、個別の作用法に基づかない様々な事務の具体的な取扱いの考え方についても、追って照会する予定です。

記

1. 当てはめ案についての照会事項と御意見等の提出方法

「当てはめ案」について次の（1）～（3）の事項を照会しますので、御意見等がございましたら、様式 1～3 に御記入の上、電子メールにて各省窓口あて御提出いただきますようお願いいたします。（記入に当たっては別紙 2を御参照ください。）

- （1）移譲対象となる事務・権限の確認（様式 1）
- （2）「当てはめ案」では、不都合が生じる懸念があると考えられる場合の事務区分・大臣の並行権限の行使・国の関与についての修正意見（様式 2）
- （3）「当てはめ案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（様式 3）

2. 提出期限

平成 24 年 1 月 27 日（金） 17:00（必着）

（御質問は 1 月 13 日（金） 17:00 まで。様式自由）

3. 留意事項

御提出いただきました御意見等については、今後の検討の基礎資料として、「アクション・プラン」推進委員会等に報告・公表することを想定しています。

○今後の事務・権限の検討手順等

【手順の流れ】

○「当てはめ案」の意見照会（本照会） 締切：1月27日（金）17：00

1 「当てはめ案」の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与について、個別事務・権限ごとに各省において検討した結果、意見がない事務・権限

→「○ 総務省との事前協議」

→「○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み」

2 「当てはめ案」では、不都合が生じる懸念がある又は不都合が生じると考える事務・権限

対象となる個別法の条項、不都合の具体的な内容や理由、広域的实施体制への移譲を前提としてそれを解決する方策等について次の区分により意見提出

① 現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内で当てはめ案の修正により不都合が生じる懸念が解決できると考える場合 →「○ 様式2の記入・提出」

② 現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内では不都合が解決できないと考える場合 →「○ 様式3の記入・提出」

(以下①、②共通)

→「○ 個別の事務・権限の取扱いについての議論」

→「○ 総務省との事前協議」

→「○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み」

【手順の詳細（含スケジュール）】

○ 個別事務・権限の取扱いについての議論

- ・「当てはめ案」に関する各省及び地方の意見を踏まえ、個別の事務・権限の取扱いについて、2月から3月にかけて、地域主権担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等を予定。

○ 総務省との事前協議

- ・「当てはめ案」の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与について、個別事務・権限を所管する各省、地域主権戦略室、地方の間で概ね合意したものから、順次、各省等と地方自治法を所管する総務省との間で、移譲後の事務区分

や国の関与等についての事前協議を実施する予定。

○ 出先機関の移譲の全体像への盛り込み

- ・広域的实施体制、事務・権限移譲、職員・財源の移管の在り方などを盛り込んだ「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」を3月末を目途に閣議決定する予定。
- ・この「全体像」に基づき、平成24年5月を目途に特例法案の閣議決定を予定。

※上記に関し、必要に応じ、「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議の開催を予定。
※なお、このスケジュールは、今後の事務・権限の検討の大きな方向性を示したものであり、実施時期が若干変動する可能性があります。協議等の実施については別途御連絡します。

○記入方法

1 様式 1 の記入方法

「当てはめ案」の事務・権限について、過不足や事実誤認等ございましたら、記入してください。

ア 修正等に応じて、「修正等の内容」欄のリストから「修正」、「挿入」及び「削除」のいずれかを選択してください。

イ 当てはめ案に記載している「条項」、「事務内容」、「出先機関の長への委任根拠」、「大臣の執行権留保」、「事務の区分（メルクマール）」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）」について、誤りがあれば理由を付して赤字（取消し線は黒色で構いません）で記入してください。

2 様式 2 の記入方法

「当てはめ案」の「事務の区分（メルクマール）」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）」について、現行法制の中で国と地方の関係を規律する基本的な法律である現行地方自治法の枠組みの範囲内で「当てはめ案」を修正することにより不都合が生じる懸念が解決できると考える場合、その修正案を記入してください。

ア 当てはめ案に記載のある「事務の区分（メルクマール）※1」、「大臣の並行権限の行使」及び「国の関与（メルクマール）※2」について、それぞれ理由を付して貴省の見解を記入してください。

なお、法定受託事務については、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があることから法定受託事務に区分（地方自治法第2条第9項第1号参照）すべきと考えるものについても、その理由を付して記入してください。

※1 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）における「法定受託事務とするメルクマール」参照。

※2 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）における「自治事務に係る特別の関与のメルクマール」及び「地方分権改革推進委員会第3次勧告」（平成21年10月7日）における「事後報告・届出・通知を許容する場合」参照。

イ 修正や挿入を行う場合は、赤字（取消し線及び「その理由」欄は黒色で構いません）で記入してください。

3 様式3の記入方法

「当てはめ案」では、不都合が生じると考える事務・権限について記入してください。

ア 対象となる「法律名」、「条項」及び「事務内容」を、全て当てはめ案から抜粋していただき、「①『当てはめ案』では不都合が生じると考える理由」、「②広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策」、「③移譲の例外とすべきと考える理由をそれぞれ記入してください。(②と③は、いずれか一方を記入してください。)

イ 「①『当てはめ案』では不都合が生じると考える理由」については、個別具体的な不都合の事例を示しつつ記入してください。

ウ 「②広域的实施体制への移譲を前提として考えられる不都合を解決するための対応策」については、幅広い視点により、不都合を解決して広域的实施体制への移譲を可能とするために必要な対応策について記入してください。

エ 「③移譲の例外とすべきと考える理由」については、広域的实施体制の能力や事務・権限の重要性などを記入するのではなく、不都合を解決するための対応策を十分に検討した上で、どうしても解決することができない不都合が生じることを具体的に説明する内容を記入してください。

また、この場合、移譲の例外としたとしても広域的实施体制の関与を認めるなど、地方の考え方が反映されうるような方策についても併せて記入してください。

4 その他

それぞれの様式（**様式1**、**様式2**及び**様式3**）は、平成24年1月1日現在で施行されている法令に基づき記入してください。同日現在未施行の法令により改正が予定されている場合は、様式1の「修正等の理由等」の欄に改正内容及び施行時期を注記してください。

個表番号： ○-○ 法令名： ○○に関する法律(○○法○○)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	㊦×	○○の代表者の届出の受理決定	法○○ 令△△	—	—	—	—	○○法の一部を改正する法律(平成○○年○○月○○日)により条項ずれが生じたため、条項を修正した。 「事務内容」欄について、条項上、同記載内容の方が適当であるため変更した。
挿入	△	報告の徴収	法○○ 令△△	—	—	—	—	同法施行令○○条に局長への委任権限の記載があるため。
削除	㊦	定款変更の認可等	法○○ 規則△△	—	—	—	—	○○法の一部を改正する法律(平成○○年○○月○○日)により削除されたため。

個表番号：〇—〇

法令名：〇〇に関する法律(〇〇法〇〇)

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)			大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	メルクマール	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	メルクマール	修正の理由
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	(2)④	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であり、その監督は「地方分権推進計画(平成10年5月28日)」のメルクマール(2)④に該当するのではない。					
△△②	〇〇販売事業の登録						指示	(j)	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、「地方分権改革推進計画(平成10年5月閣議決定)」のメルクマール(j)により、国に同関与を認めるのが適当である。
□□②	報告の徴収				○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

〔用紙番号 ○○省—○〕

個表番号	○—○	法律名	○○に関する法律（S○○法○○）
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

